

セミナー・勉強会のご案内

受講料
無料

経営者・部門責任者向けセミナー

「適切な労働時間管理・固定残業代制度の導入と限界事例」 ～残業代請求リスクを減らし人財採用にも活かす～

日時 令和4年 8月 4日(木) 14:00～16:00

場所 大阪国際ビルディング16階 1605室

社労士様向け勉強会

「企業から求められる労働時間管理・ 適切な固定残業代の制度設計を中心に」 ～最新判例から見る限界事例と導入のメリットを探る～

日時 令和4年 9月 8日(木) 15:00～17:00

場所 大阪国際ビルディング16階 1606号室

講師紹介



弁護士 谷川 安徳

■経歴

平成11年3月
立命館大学大学院法学研究科博士
前期課程修了
司法修習:54期
平成13年10月弁護士登録
(大阪弁護士会)

■役職等

民事調停官
(大阪地方裁判所H22.10～H24.9)
甲南大学法科大学院特別講師
(H16.4～H21.3)
吹田市開発審査会・建築審査会 委員
(R3.4～) 等



弁護士 徳田 聖也

■経歴

平成18年3月
同志社大学文学部卒業
平成21年3月
立命館大学法科大学院修了
司法修習:新63期
平成22年12月弁護士登録
(大阪弁護士会)

■講演歴

介護事業所向けセミナー
「必ず役に立つ相続・後見セミナー」
融資を受けやすい事業計画書
作成セミナー

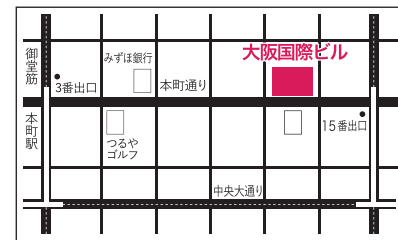
会場 大阪国際ビルディング

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13

※申し込み書類は別送させていただきますが、お電話でも
お申し込みをお受け致しますので、ご連絡頂ければ幸いです。



事務所ホームページ
からもお申し込み案内
しております。

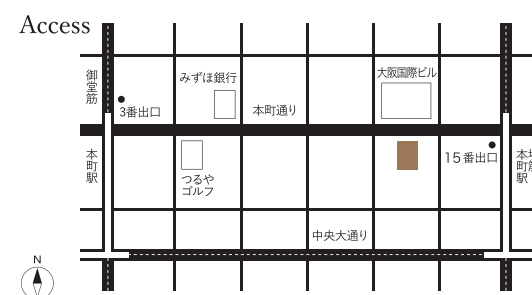


●発行

グロース法律事務所

弁護士 谷川 安徳
弁護士 徳田 聖也

〒541-0053
大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203



時代を切り開くすべての経営者のために

News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2022年
7月号

7月号コラム

公益通報窓口設置義務への対応 ～実効性ある窓口設置に向けて～



弁護士 谷川 安徳

1 はじめに

令和2年6月に、公益通報者保護法(以下「保護法」といいます。)が改正され、企業その他の法人等に内部通報制度の整備を義務付けられることが決まりました(施行日は令和4年6月1日。ただし、従業員300名以下の事業者については努力義務)。

国民生活の安全・安心を損なう企業不祥事は、事業者内部からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。こうした企業不祥事による国民の生命、身体、財産その他の利益への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。

また、事業者にとっても、通報に適切に対応し、リスクの早期把握及び自浄作用の向上を図ることにより、企業価値及び社会的信用を向上させることができます。

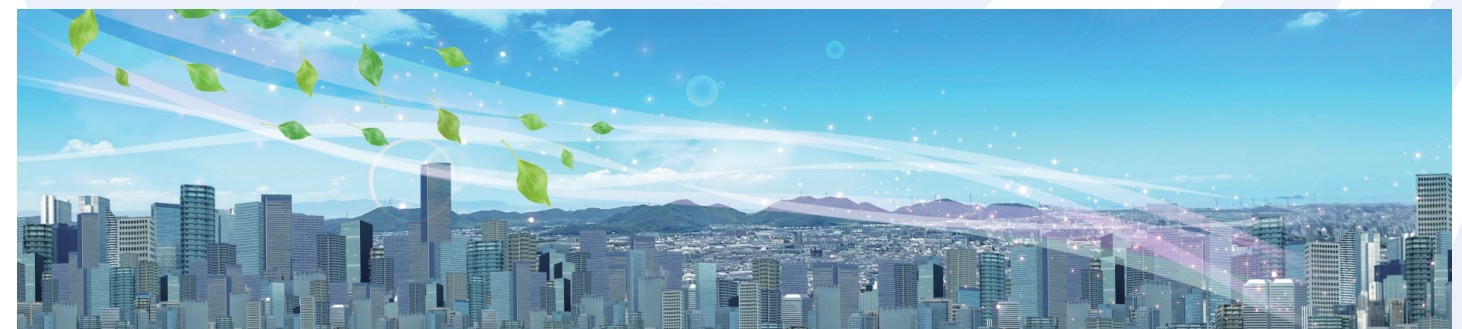
保護法は、このような観点から、通報者が、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかというルールを明確にするものです。

遡れば、平成16年に制定され、平成18年から施行された法律ですが、必ずしも実効性のある法律として働いていない側面がありました。

そこで、より実効性ある法律とするため、今般の改正がなされましたが、特にポイントとなる改正点は、

- ①事業者の体制整備の義務化
→事業者内の「通報窓口の設置」
→通報者の「不利益な取扱いの禁止」など
- ②事業者の内部通報担当者に守秘義務
→違反した場合、30万円以下の罰金(刑事罰)
- ③「公益通報者」として保護される範囲の拡大
- ④保護される「通報対象事実」の範囲の拡大

にあります



2 公益通報とは？

では、そもそも「公益通報」とは一体何かということですが、これは、企業などの事業者による一定の違法行為を、労働者（パートタイム労働者、派遣労働者や取引先の労働者などのほか、公務員も含まれます）・退職後1年以内の退職者・役員が、不正の目的でなく、組織内の通報窓口、権限を有する行政機関や報道機関などに通報することをいいます。



3. 公益通報者の保護の方法

このような「公益通報者」に対して、事業者が、公益通報をしたことを理由として労働者などを解雇した場合、その解雇は無効とされます。

また、解雇以外の不利益な取扱い（降格、減給、退職金の不支給等）も禁止されます。

さらに、事業者は、公益通報によって損害を受けたとして、公益通報者に対して損害賠償を請求することはできません。



4. 内部公益通報対応体制の整備その他必要な措置

事業者は、内部公益通報体制の整備その他の必要な措置として以下の措置を取る必要があります。

部門的横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備

ア 内部公益通報受付窓口の設置等に関する措置

事業者は内部公益通報窓口を設置し、当該窓口へ寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める必要があります。

また、部門横断的に受け付ける必要があります、個々の事業部門から独立して受け付けることが求められます。そして窓口は恒常的に設けられている必要があります。



イ 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置

内部公益通報にかかる公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保しなければなりません。事業者の不正等については組織の長や幹部が関与していることも少なくなく、これらからの独立性が確保されていなければ、通報者が通報を行うことを躊躇する可能性が高まるためです。

ウ 公益通報対応業務の実施に関する措置

窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施することが必要です。そして調査の結果、通報対象事実に係る法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正に必要な措置を取らなければなりません。

また、是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置を取る必要があります。

エ 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に係る者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる必要があります。

すなわち、窓口担当者として定めたものが通報された事案に係る場合は、公平性の立場から当該対応業務に関与させないことが必要になります。

5 最後に

紙幅の関係で、法律の全体の概説まで出来ませんが、実効性ある窓口とするためには、二つの視点が重要と考えます。

一つは、何より経営者自身が企業の発展のためには、公益通報窓口の設置が必須であると認識していることです。トップの気概なくして自社において窓口は機能しません。内部通報担当者への評価も含め、トップの決断が必要です。

二つ目は、企業ごとにいかなる窓口が実効的であるか異なる、企業ごとに設計が必要であるということです。例えば、自社内において窓口を設置するのが良いのか、外部委託が良いのか、あるいは自社と外部の双方に設置した方が良いのかも企業ごとに異なると言えます。特に人数規模の少ない企業では、自社内の窓口では窓口として機能しないケースも多いかと思われます。

弊所では、公益通報窓口の受託も行っておりますので、制度設計も含め、ご相談いただければと思います。



事業承継セミナー

受講料
無料



「分野別に士業が解説！ 経営者が知っておくべき相続（事業承継）対策」

相続は事前準備が必須です。事前準備を怠ると思わぬ紛争を招いたり、想定外の費用が必要になります。また経営者にとって、事業を承継するにあたってはご自身の相続対策と共に早くから行う必要があります。本セミナーでは弁護士・税理士・司法書士が相続対策及び事業承継について各分野ごとに解説いたします。また、事業承継に役立つデジタルツールのご紹介もさせていただきますので奮ってご参加ください。ご案内・お申し込み書類は改めて送付させていただきますが、弊所宛お電話にでも受付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

日時 令和4年9月13日(火) 14時30分から16時30分
(受付開始 14時00分～)

場所 〒530-0005 大阪市北区中之島1丁目1番27号
大阪市中央公会堂 第6・7・8会議室

講師等 弁護士 徳田 聖也 (グローブ法律事務所)
税理士 小田 啓太 氏 (小田啓太税理事務所)
司法書士 山西 陽祐 氏 (司法書士法人山西福村事務所)
株式会社大塚商会 横田 渉 氏



事務所ホームページ
からもお申し込み案内
しております。